

石垣市新庁舎建設基本設計及び実施設計業務委託
特記仕様書

石垣市 総務部 新庁舎建設室

特記仕様書

第1章 業務概要

1 業務名称 : 石垣市新庁舎建設設計業務委託

2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 : 石垣市役所本庁舎
- (2) 敷地の場所 : 石垣市字真栄里地内（旧石垣空港跡地内）
- (3) 施設用途 : 庁舎（平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号第2類）

3 履行期間 : 契約締結の日の翌日から平成29年3月31日
（各種申請・手続き業務については履行期間中に許認可、受理等の処分が完了していること。）

4 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地の面積 : 約30,000 m²
- イ 用途地域及び地区の指定 : 景観計画区域（市街地景観域C）

(2) 施設の条件

- ア 施設の延べ面積 : 12,470 m²程度
- イ 主要構造及び階数 :
- ウ 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による。
耐震安全性の分類は、次のとおりとする。
 - (ア) 構造体 : I 類
 - (イ) 建築非構造部材 : A 類
 - (ウ) 建築設備 : 甲 類

(3) 建設の条件

- ア 予定工事費 : 約50億円（消費税込）
- イ 建設工期 : 約——日間

(4) その他

- ア 外構工事設計・工事費積算を含む。
- イ 敷地内にヘリポート（27m×27m）を有する。

第2章 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書（平成23年4月沖縄県土木建築部）」（以下「共通仕様書」という。）による。

1 管理技術者等の資格要件（共通仕様書第3章10(2)）

- (1) 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築設備士
 - ・ 社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士
- (2) 設備設計担当者の資格要件は次による。
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築設備士若しくは建築設備士に準ずる資格を有する者
- (3) 積算担当者の資格要件は次による。
- ・ 社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士

2 業務計画書（共通仕様書第3章5）

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書及び管理技術者等通知書を作成し、調査職員に提出する。なお、プロポーザル方式により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去15年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- (2) 担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数、過去15年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- (3) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の商号（又は名称）、代表者名、住所、業務内容、契約金額、協力を受ける理由及び具体的内容及び担当技術者氏名
- (4) 建築、構造、電気及び機械以外に分担業務を追加する場合も(2)、(3)による
- (5) 設計方針の説明に関する資料（国土交通省告示第15号別添一第1項第一号イ及び第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針）
- (6) 業務工程表

3 設計業務の内容及び範囲（共通仕様書第2章）

(1) 一般業務（共通仕様書第2章(1)）

ア 基本設計

基本設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項 目		業務内容
設計条件等の整理	① 条件の整理	「石垣市新庁舎建設基本構想」及び「石垣市新庁舎建設基本計画」に基づき、諸条件を設計条件として整理する。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	発注者から提示される要求の内容に変更が生じた場合、又は内容に食い違いが生じた場合においては、発注者に説明を求め又は協議する。
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	① 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建設物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	② 計画通知に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、計画通知を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
基本設計方針の策定	① 総合検討	設計条件に基づき、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案し、設計業務実施計画書を作成する。
	② 基本設計方針の策定及び発注者への説明	設計業務実施計画書に基づき、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。
基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。
概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づき建築工事に通常要する費用を積算し、工事費概算書を作成する。
基本設計内容の発注者への説明等		基本設計を行っている間、発注者に対して、作成内容や進捗状況を報告し、配置計画、設備計画等を協議する。 また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、設計意図説明書により、基本設計内容の総合的な説明を行う。

基本設計に関する追加業務（共通仕様書第2章（2））

項 目	業務内容
現況調査	計画予定敷地の形状、高低差、工作物、インフラ（上下水道、ガス、電力、通信等の各設備）、樹木等の現況調査を行う。
整備基本計画図書の作成	新庁舎建設敷地予定地の整備計画を行い新庁舎、駐車場、駐輪場、緑地、植栽等の配置を周辺環境（アクセス道路、県立病院、市道等）等の整備も踏まえ全体整備改革を立案する。
市民等からの意見聴取	設計過程における市民等への情報提供に必要な資料を作成し、市民等からの意見聴取と取りまとめを行う。 （市が実施する意見聴取の支援を含む）
全体スケジュールの作成	新庁舎供用開始までの全体スケジュールの作成を行う。
オフィスレイアウト関係図書の作成	オフィスレイアウト（各部署、会議室等）計画関係図書の作成を行う。
外構及び緑化の基本設計	敷地全体に関する外構及び構内緑化の基本設計を行う。
透視図の作成	
工法、方式の比較、導入の検討	免震工法、空調方式、雨水利用、環境・省エネルギー対策等の導入検討を行う。
災害対策活動拠点施設としての特別な検討	災害対策活動拠点施設としての特別な検討及び資料の作成を行う。 （地震等の安全性に関する検討、防災に係る設備機器、データサーバー室等の設計）
各種障害対策計画	新庁舎建設によって新たに発生する恐れがある障害について検討し対策計画を作成する。
設計概要リーフレットの作成	概要、基本方針、平面図、案内図等の設計概要リーフレットの作成を行う。

イ 実施設計

実施設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

なお、作成図面の内容及び縮尺等については、業務着手時に発注者と協議すること。

項 目	業務内容
要求等の確認	① 発注者の要求等の確認 実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。

	② 設計条件等の変更等の場合の協議	基本設計以降の状況の変化によって、施設の機能、規模、予算等、基本的条件に大幅な変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	② 計画通知に係る関係機関との打合せ	計画通知を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
実施設計方針の策定	① 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、設計業務実施計画書を修正する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定及び発注者への説明	相互受け検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に対し文書にて説明する。
実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施行者が施工すべき建築物及びその仕様、工事材料、寸法、細部の形状、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法等）を具体的に表現する。
	② 計画通知図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知図書を作成する。
概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく工事に通常要する費用を積算し、積算図書を作成する。 また、概略工事工程表を作成し、それに合わせて年度毎の概算工事費を積算する。

実施設計内容の発注者への説明等 (設計意図説明書)	実施設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について協議する。 また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を発注者に提出し、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。
------------------------------	---

ウ その他

- ・委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図日影図 及び各種技術資料を含む）
- ・委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成
- ・工事費概算書の作成

(2) 追加業務（共通仕様書第2章（2））

- ・積算に要する業務の内容は、下表に掲げる内容を含むものとする。

項 目	業務内容
工事費の検討 (建築積算業務)	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づき工事に通常要する費用を積算し、次の資料を作成する。 ・積算数量算出書 ・単価作成資料 ・見積徴収 ・見積検討資料 ・工事内訳費
工事費の検討 (電気設備積算業務)	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づき工事に通常要する費用を積算し、次の資料を作成する。 ・積算数量算出書 ・単価作成資料 ・見積徴収 ・見積検討資料 ・工事内訳費
工事費の検討 (給排水衛生設備積算業務)	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づき工事に通常要する費用を積算し、次の資料を作成する。 ・積算数量算出書 ・単価作成資料 ・見積徴収 ・見積検討資料 ・工事内訳費

工事費の検討 (空調・換気設備積算業務)	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づき工事に通常要する費用を積算し、次の資料を作成する。 ・積算数量算出書 ・単価作成資料 ・見積徴収 ・見積検討資料 ・工事内訳費
工事費の検討 (昇降機設備積算業務)	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づき工事に通常要する費用を積算し、次の資料を作成する。 ・積算数量算出書 ・単価作成資料 ・見積徴収 ・見積検討資料 ・工事内訳費
工事費の検討 (外構積算業務)	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づき工事に通常要する費用を積算し、次の資料を作成する。 ・積算数量算出書 ・単価作成資料 ・見積徴収 ・見積検討資料 ・工事内訳費
透視図の作成	
模型製作	(周辺環境の建物道路等も含む)

・手続き及び申請等に要する業務の内容は、下表に掲げる内容を含むものとする。

項 目	業務内容
① 計画通知の手続き	建築基準法第 18 条第 2 項に基づき、計画通知手続き及び、事前協議申請等の手続きを行う。 また、履行期間内に確認済証を受けるように努めること。なお申請手数料については業務委託料に計上する。
② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る手続き	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく申請及び届出業務を行う。
③ 構造計算適合性判定に係る手続き	建築基準法第 18 条第 4 項に基づく構造計算適合性判定に係る手続き業務を行う。
④ 構造性能評価の申し込み	免震構造建築物に係る構造性能評価の申し込みを行う。
⑤ 消防法に関する手続き	消防法に係る申請及び届出を行う。

⑥ 意見公募手続等に関する業務	基本設計時における意見公募手続きの支援、議会特別委員会等及び説明会の会議資料の作成及び印刷、説明会へ出席し説明を行う。
⑦ 開発行為等申請業務	計画通知に伴う事前協議申請等の手続きを行う。なお、予定建築物における電波障害の調査を含む。
⑧ 省エネ法届出業務	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 75 条に基づく届出業務を行う。
⑨ 建築基準法許可申請手続き業務	本設計業務に係る建築基準法の基づく許可申請手続き業務を行う。
⑩ 防災に関する資料の作成	防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務を行う。
⑪ 都市計画法許可申請手続き業務	本設計業務に係る都市計画法の基づく許可申請手続き業務を行う。(開発行為等)
⑫ リサイクル計画書の作成業務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る届出業務に必要な書類の作成及び設計にあたって、建設副産物対策について検討を行い設計に反映させ、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめ業務を行う。
⑬ まちづくり条例申請手続き業務	沖縄県福祉のまちづくり条例に伴う事前協議申請及び完了届出等の手続き業務を行う。
⑭ 沖縄県赤土等流出防止条例に基づく手続き業務	沖縄県赤土等流出防止条例に基づき手続きに係る申請書類及び図面等を作成し手続きを行う。
⑮ 自然環境保全条例申請手続き業務	石垣市自然環境保全条例第 17 条の規定に基づく行為の通知等の提出を行う。
⑯ 景観法に基づく届出業務	石垣市風景計画に基づく石垣市風景づくり条例で定める行為の届出を行う。

※その他上記にない申請及び届出がある場合はその都度遅滞なく行うこと。

その他、本業務には、次に掲げる内容を含むものとする。

項 目	業務内容
事務室環境レイアウト業務	配置予定部署のヒアリングを行い、利便性のある窓口業務、効率的な事務等の実施に向けた各部署の事務室配置及び書庫レイアウトの作成や什器の基本的な使用及びわかりやすいサイン計画の立案業務を行う。

「什器の基本的な仕様」については、特定メーカー固有の什器を掲げることは避け、形式や大きさについての基本的な考えをまとめること。

4 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、「石垣市新庁舎建設基本計画」をもとに提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- ウ 積算業務は、発注者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表の書類を各1部、遅滞なく提出すること。

(3) 打合せ及び記録（共通仕様書第3章14(2)）

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出すること。

- ア 業務着手時（業務工程表の提出）
- イ 発注者又は管理技術者が必要と認めた時（電話対応を含む）
- ウ 発注者との定期的な打ち合わせ会議
- エ その他

(4) 適用基準等（共通仕様書第3章3(1)）

適用基準等は関係法令のほか、次の基準等による。

基 準 等	制定又は監修	年版等
ア 共通 ・ 建築工事積算基準 ・ 建築工事積算基準等資料 ・ 沖縄県土木建築部建築工事共通費積算基準 ・ 電子納品に関する手引き(案)(営繕業務・営繕工事編) ・ 石垣市風景計画 ・ 測量業務共通仕様書 ・ 地質・土質調査業務共通仕様書 ・ 沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル ・ 公共建築工事積算基準等資料 ・ 公共建築工事標準単価積算基準 ・ 公共建築工事共通費積算基準	- 沖縄県土木建築部 - 沖縄県土木建築部 - 沖縄県土木建築部 - 沖縄県土木建築部 - 石垣市建設部都市建設課 - 沖縄県土木建築部 - 沖縄県土木建築部 - 沖縄県子ども生活福祉部 - 国土交通省^{※1} - 国土交通省^{※1} - 国土交通省^{※1}	- 平成26年版 - 平成27年版 - 平成26年版 - 平成27年7月 - 平成19年4月 - 平成27年7月 - 平成27年7月 - 平成22年3月 - 平成28年版 - 平成28年版 - 平成26年版
イ 建築 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ・ 公共建築木造工事標準仕様書 ・ 建築設計基準 ・ 建築構造設計基準の資料 ・ 建築工事設計図書作成基準 ・ 建築工事標準詳細図 ・ 木造計画・設計基準 ・ 敷地調査共通仕様書 ・ 擁壁設計標準図 ・ 構内舗装・排水設計基準 ・ 構造計画・施工計画の留意事項	- 国土交通省^{※1} - 国土交通省^{※1} - 国土交通省^{※1} - 国土交通省^{※1} - 国土交通省^{※1} - 国土交通省^{※1} - 国土交通省^{※1} - 国土交通省^{※2} - 国土交通省^{※2} - 国土交通省^{※2} - 沖縄県土木建築部	- 平成28年版 - 平成28年版 - 平成26年版 - 平成27年版 - 平成21年版 - 平成28年版 - 平成23年版 - 平成27年10月 - 平成12年版 - 平成27年版 - 平成25年4月
ウ 建築積算 ・ 公共建築数量積算基準 ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）	- 国土交通省^{※1} - 国土交通省^{※1} - 国土交通省^{※1}	- 平成18年版 - 平成24年版 - 平成26年版

エ 設備 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） ・建築設備計画基準 ・建築設備設計基準 ・建築設備工事設計図書作成基準 ・雨水利用・排水再利用設備計画基準	国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1}	平成 28 年版 平成 28 年版 平成 28 年版 平成 28 年版 平成 27 年版 平成 27 年版 平成 27 年 9 月 平成 28 年版
オ 設備積算 ・公共建築設備数量積算基準 ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）	国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1}	平成 15 年版 平成 24 年版 平成 26 年版

※1 国土交通省制定 ※2 国土交通省監修 ※3 年版等は平成 28 年 4 月現在

(5) 貸与品等（共通仕様書第 3 章 11(1)）

- ・石垣市新庁舎建設基本構想
- ・石垣市新庁舎建設基本計画

(6) 回答書の作成・瑕疵の補修

成果物の引渡し後、当初設計に関する疑義が生じたときは、発注者と協議し、受注者は、原則として無償で疑義に対する回答書を作成すること。また、受注者の責任により成果物に瑕疵があり、設計の変更が生じたとき、受注者は無償で変更設計を行わなければならない。

(7) 説明会等

- ア 受注者は、基本設計業務及び実施設計業務終了後に設計図書を発注者に提出する。
- イ 受注者は、提出した設計図書を庁内合意する際に行う説明会に実施するにあたり、協力をしなければならない。
- ウ 受注者は、発注者の求めに応じ説明会等に参加し、資料作成及び説明等の協力をしなければならない。
- エ 受注者は、発注者の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また、発注者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を報告し指示を受けるものとする。

(8) 計画通知手続きについて

受注者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法関係法令に適合させた図書を作成し、建築基準法関係法令の手続きを行わなければならない。

ア 計画通知図書の作成

受注者は、建築基準法等関係法令に適合させた図書を、その責任に完成させなければならない。計画通知の手続きにおいて、「適合しない」若しくは「決定できない」と判断された場合などの設計内容の瑕疵は、受注者の責任において、適合させなければならない。

イ 計画通知の手続き業務について

受注者は、計画通知の手続き（提出、説明、照合、受領業務、構造計算適合性判定）を行わなければならない。

(9) 業務委託料の変更等

- ・ 建築設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等の委託料の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は、原則として行わない。
- ・ 本業務の契約変更を行う場合の業務委託料の算定は、本業務の請負率（当初契約額÷当初設計額）を変更対象となる業務価格に乗じた額で行うものとする。

(10) 成果物の取り扱いについて、本業務の成果品の著作権及び所有権は全て発注者に帰属する。なお受注者から提出された電子データ、CAD データ等については、新庁舎建設工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理等に使用する。

(11) 業務実績情報の登録について（共通仕様書第3章4(3)） 委託金額 500 万円以上の業務については、業務完了検査後 10 日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く。）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

(12) 再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。また、使用する再生資材は原則として「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）」とすること。

(13) 再資源化施設への搬出について建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として「ゆいくる材の認定を受けた施設」とすること。

(14) その他

- ア 発注者は、受注者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
- イ 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所管警察署その他関係機関に報告するとともに、応急措置を講ずるものとする。
- ウ 受注者は、この業務の履行にあたり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責任に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の積を負わなければならない。
- エ 受注者は、業務の履行による個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- オ 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- カ 業務の履行にあたっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- キ この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。
- ク プロポーザル方式により特定された技術提案の内容については、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。

5 成果物及び提出部数

業務成果物は、電子媒体で（正）1部提出する。

(1) 基本設計

【基本設計成果物納品リスト】

成果物等	数量	電子データ	備考
設計業務実施計画書	1部	○	
基本設計方針説明書	1部	○	
基本設計図（下表に掲げる設計図書）	1部	○	A3サイズ
打合せ記録簿	1部	○	A4ファイル
透視図	1枚	○	A3フルカラー
設計意図説明書	1部	○	
工事費概算書	1部	○	
成果品の電子データ	1式	○	CD-R

【基本設計成果図書】

設計の種類		成果図書
意匠		・計画説明書（各法令検討を含む） ・仕様概要書 ・仕上概要表 ・面積表及び求積図 ・敷地案内図 ・配置図 ・平面図（各階） ・断面図 ・立面図 ・矩計図 ・仮設計画図 ・鳥瞰図（外観、総合窓口、議会施設他） ・工事費概算書 ・設計内容説明資料（簡易な透視図、日影図、各種技術資料等） ・打合せ記録簿
構造		・構造計画説明書 ・構造設計概要書 ・工事費概算書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿
設備	電気設備	・電気設備計画説明書 ・電気設備設計概要書 ・工事費概算書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿

	給排水設備衛生設備	・給排水衛生設備計画説明書 ・給排水衛生設備設計概要書 ・工事費概要書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿
	空調換気設備	・空調換気設備計画説明書 ・空調換気設備設計概要書 ・工事費概要書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿
	昇降機等	・昇降機等計画説明書 ・昇降機等設計概要書 ・工事費概要書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿

【実施設計成果物納品リスト】

成果物等		数量	電子データ	備考
設計業務実施計画書	設計委託概要、業務工程表	1部	○	
設計図書	原図（A3）	1部	○	
	製本（A1）	1部		
	製本（A3縮小）	3部		工事名等入り
特記仕様書	物品等使用予定チェックリスト	1部	○	
積算図書	積算数量算出（単価代価書含む）	1部	○	A4ファイル
	見積比較表（見積徴収含む）	1部		A4ファイル
	単価作成資料	1部	○	A4ファイル
	設計書	1部	○	A4ファイル
	概算工事費内訳書	1部	○	
	概略工事工程表	1部	○	
計算書	構造計算書	1部	○	A4ファイル
	設備設計計算書	1部	○	A4ファイル
行政届出	計画通知図書	1部	○	
	計画通知関連図書（計画通知提出に伴う各条例及び指導要綱）	1部	○	

	省エネルギー計画書	1 部	○	
	バリアフリー法（認定）	1 部	○	
	建築物構造性能評価申請図書	1 部	○	
	その他、上記にない手続き及び申請等に要した申請業務に係る図書	1 部	○	各 1 部提出
電波障害	電波障害予測調査報告書	1 部	○	
業務完了報告書		1 部	○	
打合せ記録簿		1 部	○	A4 ファイル
CADデータ	J W－C A D Win 版（Jww）	1 式	○	C Dディスク等
模型		1 式	○	写真撮影含む
電子データ	成果品の電子データを収めた C D－R	1 式		

※その他、上記に記載のない成果品、また必要と思われるものがあれば発注者と協議し提出すること。

【実施設計図面内訳（標準）】

図面		備考
意匠設計図	・表紙 ・図面目録（リスト） ・特記仕様書 ・案内図 ・敷地求積図 ・配置図 ・仕上げ表 ・面積表・求積図 ・平面図（各階） ・断面図 ・立面図（各面） ・矩計図 ・平面詳細図 ・断面詳細図 ・部分詳細図 ・展開図 ・天井伏図（各階） ・建具キープラン ・建具表 ・建具詳細図 ・家具表 ・サイン計画図 ・雑詳細図 ・鳥瞰図（外観、総合窓口、議会施設等） ・仮設計画図	縮尺については、担当者と協議し確認すること。

構造設計図	・構造特記仕様書 ・構造基準図 ・基礎伏図 ・各階梁伏図 ・軸組図 ・断面リスト ・標準詳細図 ・各部詳細図 ・基礎配筋図 ・各部配筋図 ・鉄骨詳細図 ・部材リスト	縮尺については、担当者と協議し確認すること。
外構設計図	・サイン計画図 ・工作物等詳細図 ・外構平面図 ・外構詳細図 ・植栽図	縮尺については、担当者と協議し確認すること。
電気設備設計図	電気 ・表紙 ・図面目録 ・特記仕様書 ・案内図（建築図に準ずる） ・配置図（建築図に準ずる） ・受変電設備図 ・発電設備図 ・蓄電池設備図 ・非常電源設備図 ・幹線平面図・系統図 ・警報系統図 ・電灯、コンセント設備平面図（各階） ・照明器具姿図 ・分電盤回路図・姿図（結線図含む） ・動力設備平面図（各階） ・空調機器電源配線図 ・分電盤、制御盤、操作盤回路図・姿図 ・弱電設備系統図（電話、情報通信） ・弱電設備配線図（各階） ・誘導灯・非常灯設備平面図 ・火災報知等設備図、配線図、系統図（各階） ・避雷針設備図 ・屋外設備図	縮尺については、担当者と協議し確認すること。

機械設備設計図	給排水、衛生、消火、ガス	・表紙 ・図面目録 ・特記仕様書 ・案内図（建築図に準ずる） ・配置図（建築図に準ずる） ・給排水衛生設備配管系統図 ・給排水衛生設備配管平面図（各階） ・器具取付詳細図 ・衛生器具機器表 ・消火設備系統図 ・消火設備平面図（各階） ・排水処理設備図 ・その他設置設備設計図 ・断面詳細図 ・部分詳細図 ・屋外設備図	縮尺については、担当者と協議し確認すること。
機械設備設計図	空調	・表紙 ・図面目録 ・特記仕様書 ・案内図（建築図に準ずる） ・配置図（建築図に準ずる） ・空調設備系統図 ・空調設備平面図（各階） ・空調配管図（各階） ・空調制御図（各階） ・空調機器表 ・換気設備系統図 ・換気設備平面図（各階） ・排煙設備平面図（各階） ・その他設置設備設計図 ・機械室平面図、断面詳細図 ・各階詳細図 ・機器類姿図 ・部分詳細図 ・自動制御盤平面図、系統、各部結線図 ・屋外設備図	縮尺については、担当者と協議し確認すること。
昇降機設備設計図	昇降機	・表紙 ・図面目録 ・特記仕様書 ・案内図（建築図に準ずる） ・配置図（建築図に準ずる） ・昇降機等平面図 ・昇降機等断面図 ・仕様一覧図 ・据付図 ・カゴ室内意匠図	縮尺については、担当者と協議し確認すること。

		・ 乗り場詳細図 ・ 平面詳細図 ・ 出入口詳細図 ・ 昇降路断面図 ・ 部分詳細図	
--	--	--	--

※不適格が生じた場合は、発注者と十分協議すること。

※設備図の縮尺については、建築に準じること。

※建築構造、外構設備、電気設備、給排水衛生設備及び昇降機設備の成果物は建築意匠実施設計の成果物の中にも含めることもできる。

※電子データは発注者の求めに応じて、随時提出すること。

(1) 積算数量調書の作成は、発注者と十分協議すること。

(2) 建築工事と設備工事の工事区分等について

ア 建築工事と設備工事の工事区分については、必ず事前に発注者と確認し合っ
て、記入漏れのないよう注意すること。

イ 積算調整、補足説明等による変更についても、工事区分に関することは発注
者に連絡すること。

(3) データ化する設計委託の成果品は次による

ア 図面一式（CADデータ：記録メディアは発注者と協議）

イ 積算内訳書一式

ウ 構造計算書及びチェックリスト

※詳細については、上記表を標準に発注者と協議するものとする。

※上記にない図面について記載がなくても必要な図面は作成すること。

